

東京都災害廃棄物処理計画【概要版】（令和5年9月改定）

【位置づけ】本計画は、「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、「東京都地域防災計画」との整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定めるものである。

【改定の経緯】令和4年5月に、首都直下地震の被害想定が見直されたことや、近年、風水害が増加していることを踏まえ、現行計画（平成29年6月策定）の基本的な部分を活かしつつ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等につながる最新の知見を反映し、主に4つの視点から計画全体を改定した。

視点1：災害廃棄物の処理の実効性向上

- 令和4年5月に、首都直下地震の被害想定が見直され、近年の耐震化の推進等により災害廃棄物の推計発生量は減少したものの、推計発生量は依然として膨大であり、効率的に処理していくことが必要
- 災害廃棄物を円滑に処理するとともに、リサイクルを推進していくためには、災害廃棄物を一時的に分別、保管、処理するために設置する仮置場を効率的に運営するとともに、処理困難物等の着実な処理が重要

主な処理困難物等（一例）

【仮置場の効率的な運営方法を提示】

- 最新の知見に基づき、災害廃棄物の処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物を処理する運営方法を整理（一定量仮置後処理⇒随時処理へ）

【処理困難物等の処理の留意点等を提示】

- 危険物や平常時に区市町及び一部事務組合で直接処理していないものなどについて、主な処理先や処理の留意点を整理

品目	主な処理先	処理の留意点
廃タイヤ	・民間処理施設 （リサイクル施設）	・一度燃えだすと消火が困難となるため、野積みした場合、山と山の間に距離を開ける必要がある。また、ひと山の面積は、消防法の規定により500㎡が上限である。

視点2：各主体との役割分担の整理・連携強化

- 過去の災害では、発生した廃棄物の性状と処理施設側で受入可能な廃棄物との性状のギャップが発生しており、区市町村と一部事務組合において、平時から連携を強化し、ギャップの解消を図ることが必要
- 被災自治体の事例では、業界団体と災害廃棄物の処理に係る協定を締結していたものの、事前に業務内容の詳細を決めておらず、発災後に協議を開始したため、初動期の対応に遅れが発生

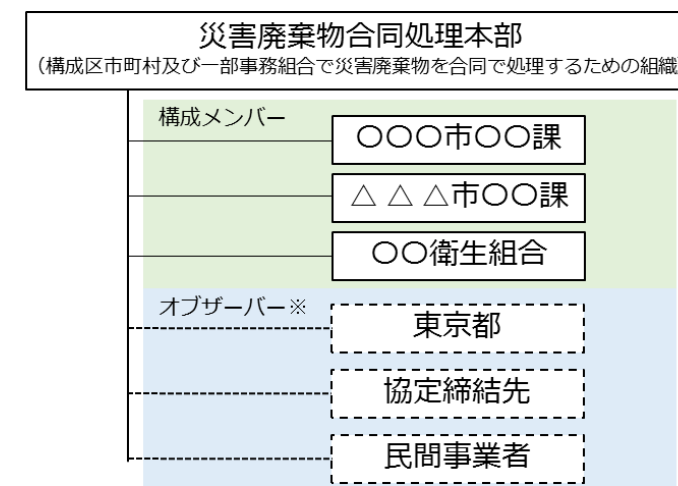
【災害廃棄物合同処理本部の設置を提案】

- 発災時の合同処理本部の立ち上げ条件や、指揮命令系統を検討
- 一部事務組合での受け入れ条件（種類・性状）や処理可能量の整理など、災害廃棄物を合同で処理するマニュアル等を整備

【業界団体との連携を強化】

- 都と業界団体（東産協等）で締結している協定に基づき、平時から区市町村と事業者が具体的な調整を図れるよう都がコーディネート

合同処理本部のイメージ



※都内の被害状況等に応じて、参加の可否について判断

視点3：風水害等への対策強化

- 現行計画では、主に地震災害を想定した取組となっているが、近年は、全国各地で豪雨・台風等による災害が多発し、令和元年台風第15・19号では、都内自治体も被災しており、水害を想定した災害廃棄物処理体制の構築が急務
- 水害被災自治体の事例では、地震災害に比べ家具等の家財が廃棄物となる量が多くなることや、廃棄物の排出のタイミングが早いことなど、水害特有の事象が徐々に明らかになっており、こうした知見を活用し対策を強化することが必要

【水害専用の災害廃棄物推計式等の追加】

- 発災時に、区市町村が災害廃棄物の発生量推計に用いる推計式について、地震災害用に加え、新たに水害専用の推計式を追加

【水害時の先行事例の取り込み】

- 水害被災自治体の事例や都のこれまでの支援の知見などを踏まえ、処理の流れに発災直前を追加し、初動期（発災直前、発災直後、～3日目）までの具体的取組事項を提示

廃棄物発生量推計式（追加）

災害廃棄物の発生量※

$$= \text{解体廃棄物} + \text{片付けごみ}$$

- ※ 1棟当たり発生量×被害棟数
1棟当たりの発生量には、解体率等を考慮

視点4：住民等への啓発・広報の充実

- 災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や被災者の片付けに協力するボランティアの分別等への理解は欠かせないものであるが、過去の災害では、広報が十分でなく、適切な分別等が行われずに混廃化するなど、課題が顕在化
- 発災時の分別等への理解は、平時の分別意識が災害時にも生きてくるため、住民の理解を得るよう日頃から啓発等を継続的・効果的に実施していくことが重要

【広報チラシに記載すべき事項を例示】

- 発災時に、区市町村が住民・ボランティアに対して分かりやすい広報ができるよう、チラシを作成する際のポイント（排出時の分別区分等）などを整理

【災害廃棄物に関する知識の啓発や、災害時のごみの捨て方の周知の重要性を記載】

- 発災前から、住民に対する啓発の重要性とポイントを例示するとともに、先進的な自治体の取組を資料で示すことで、自治体の啓発に関する具体的な行動を促進

チラシの作成ポイント（例）

被災された方・ボランティアの皆様へのご願い 年 月 日 現在

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

● 生ごみを含む生活ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

（出典）災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内
（環境省関東地方環境事務所ホームページ）から引用し、一部改変